

びわ湖オクトーバーフェスト企画運営等業務委託公募型プロポーザル（書類選考型）実施要領

委託業務名	びわ湖オクトーバーフェスト企画運営等業務
目 的	本業務は、大津港修景緑地をはじめとする大津市内湖岸エリアの魅力向上と活性化を図り、地域観光の賑わい創出と観光関係事業者の売上拡大・消費回復に繋げて、物価高騰による利益圧迫を緩和する目的で、大津ならではのビールの祭典「びわ湖オクトーバーフェスト」を実施し、大津港近隣、におの浜観光港近隣、おごと温泉港近隣の3会場が、それぞれの特徴を打ち出しつつ、湖上交通を活用して連携し、市外からの来場者の増加を目指す。そのための効果的なイベント企画を運営する。
業務内容 (見積もり範囲)	びわ湖オクトーバーフェストイベント企画運営等業務委託仕様書 (別紙1以下「仕様書」という。)を基準とし、これ以上の提案を求めます。
委託上限額	金6,600,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)
公募選定 スケジュール	<p>公募(受付)期間：令和8年6月9日(火)～同年6月15日(月)16時まで ※大津商工会議所 HP 内の新着情報にて仕様書を公開</p> <p>質問受付期間：令和8年6月9日(火)～同年6月11日(木)16時まで ※専用フォーム (https://forms.gle/KfvXPBr8WY42fA4c7)にて受付します。 ※電話または口頭による質問は受付いたしません。</p> <p>質問回答日：令和8年6月12日(金) ※フォーム記載のメールアドレスへ回答します。</p> <p>選 定 日：令和8年6月16日(火) ※提出された書類を基に総合的に判断します。 ※令和8年6月9日(火)～同年6月15日(月)の期間に必要な応じて提出書類の内容確認のためヒアリングをする場合があります。</p> <p>審査結果通知日：令和8年6月16日(火) ※メールにて通知します。</p> <p>履 行 期 間：契約締結日から令和8年11月30日(月)まで</p>
参加資格	<p>プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大津商工会議所の会員事業所であること(会費に滞納がないこと)。 (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。 (4) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員(取締役、執行役、監査役等)又はその代表権を有する構成員、支配人その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。 ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当するこ

	<p>とを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を除く。）であること。</p> <p>(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。</p>
提出書類	<p>プロポーザル参加希望者は、本実施要領および仕様書の各規定を理解した上で、次の書類を持参または郵送、PDF ファイルのメール送付のいずれかにより提出してください。</p> <p>ただし、郵送の場合は、6月12日（金） 必着とします。</p> <p>【様式1】参加申込書 1部</p> <p>【様式2】類似事業の実績調書 1部</p> <p>【様式3】誓約書 1部</p> <p>【提案書】企画提案書 1部（A4、縦、10ページ以内 ※表紙は含みません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の全体像（具体的にイメージできるもの） ・業務の実施体制（強風対策等、安全性の確保含む） ・業務の実施スケジュール ・見積書 <p>などを明記してください。</p>
問合せ ・ 提出先	<p>大津商工会議所 中小企業振興部 地域振興課（田中光、直原）</p> <p>〒520-0806 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 9F</p> <p>TEL：077-511-1500 メール：tanaka@otsucci.or.jp</p> <p>受付時間：9：00-17：10</p>

別紙1 びわ湖オクトーバーフェストイベント企画運営等業務委託仕様書

本仕様書は、大津商工会議所（以下「主催者」という。）が実施する「びわ湖オクトーバーフェストイベント企画運営等」業務に要求する仕様等を明らかにするものである。

1. 業務名称

「びわ湖オクトーバーフェストイベント企画運営等」業務

2. 目的

大津港修景緑地をはじめとする大津市内湖岸エリアの魅力向上と活性化を図り、地域観光の賑わい創出と観光関係事業者の売上拡大・消費回復に繋げて、物価高騰による利益圧迫を緩和する目的で、大津ならではのビールの祭典「びわ湖オクトーバーフェスト」を実施し、大津港近隣、におの浜観光港近隣、おごと温泉港近隣の3会場が、それぞれの特徴を打ち出しつつ、湖上交通を活用して連携し、市外からの来場者の増加を目指す。そのための効果的なイベント企画を運営する。

3. 委託期間

契約締結の日から2026（令和8）年11月30日まで

4. 業務の実施上の注意

- (1)本業務は、本仕様書のほか、法令等に準拠するものとする。
- (2)受託者は、この業務の主旨を熟知し、主催者（または実行委員会事務局）と密に打合せを行い、詳細な点については特に緊密な連絡を保った上で作業を行うものとする。
- (3)業務に関する打合せは、適宜実施するものとする。
- (4)受託者は、常に身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。
- (5)受託者は、本契約上、知り得た行政および個人の情報に関わる秘密を、主催者の許可なく他に利用し、または第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6)受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、38度以上の発熱、せき及び全身倦怠感等の症状があるものを従事させてはならない。また、感染症対策を適切な対策を講じながら、実施運営すること。
- (7)受託者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護の関連法令等を守らなければならない。また、本業務の一部を第三者に再委託する場合、当該再委託先に対しても本項と同等の個人情報保護義務を課し、適切な監督を行わなければならない。
- (8)関係団体との調整等を行う場合は、受託者の責任において行うものとする。

5. 業務の内容

(1)実施場所及び実施期間等

【実施場所】

- ①メイン会場：大津港修景緑地および大津湖岸なぎさ公園おまつり広場（大津駅前広場仮設案内所含む）
- ②プリンス会場：びわ湖大津プリンスホテル 38F トップオブオオツ（におの浜観光港から館内エントランスまでの動線含む）
- ③おごと会場：おごと温泉港近隣（坂本観光案内所前バス乗降場所含む）

【実施日】 2026（令和8）年10月17日（土）11：00 から 20：00 まで（荒天中止）

(2)業務の項目

受託者は、本業務の実施にあたり、企画立案、演出、スケジュール調整、会場設営・撤去、当日の運営、安全管理、ならびにシャトル船・シャトルバス・打上花火・ステージ出演者・出店者・警備等の専門業者・関係者への手配・発注および調整業務を含む、業務一切を原則として行うものとする。また、進行状況について主催者へ適宜連絡すること。

【全体企画・運営計画・広報】

- ①主催者（実行委員会事務局）との調整に関する業務
- ②会場全体のゾーニング（行政への土地利用申請一式含む）
- ③全体スケジュールおよび当日のタイムテーブルの作成
- ④ステージイベントの企画、出演者の手配・発注、当日の出演管理、運營業務およびスケジュールの作成
- ⑤飲食・物販コーナー出店者の選定・調整・出店管理、および各出店者への一括連絡・発注（配置決定等、出店に伴う契約および調整業務一切）に関する業務
 - 食中毒等を対象とした生産物賠償責任保険（PL 保険）については、各出店事業者（キッチンカー等を含む全出店者）に対し、出店条件として自己負担での加入を義務付けるものとする。
- ⑥広報（チラシ、ポスター、各種 SNS（Instagram、X 等による情報発信・広告運用等）、マスコミへの発信等）、前売りチケット（紙）、PR の企画、デザイン、作成及び計画・実施等に関する業務
- ⑦シャトル船およびシャトルバスの運行、ならびにバス乗車観光案内ガイドスタッフの企画・手配・発注・運行管理・利用案内・情報周知・現地誘導・安全管理に関する業務
 - 3 会場（大津港、におの浜観光港、おごと温泉港）の各乗降場所を繋ぐシャトル船・シャトルバスの各専門業者（船会社・バス会社）への発注・調整、及び乗客の案内・安全管理を行うこと。
 - シャトルバス車内における乗客への観光案内を行うための「ガイドスタッフ」の配置・手配・発注・運用管理を行うこと。
 - 会場間を結ぶシャトル交通の利用方法やダイヤ等について、来場者へ広く周知すること。
 - 各乗降場所における「誘導計画」を策定・実施し、現地での乗客案内、動線確保、および安全管理に万全を期すこと。
- ⑧撮影記録等に関する業務
- ⑨当日の風水害等の対応ならびに催事中止または縮小に至った場合の調整業務
- ⑩その他イベントにかかる各種備品・制作物の企画・制作に関する業務

【会場設営・撤去・インフラ整備】

指定のスケジュール（設営：10/16(金) 9:00～17:00、撤去：10/18(日) 9:00～17:00）に準じ、以下の資材調達、搬入、据付、搬出、施工、電気工事一式を行うこと。なお、各種備品およびインフラ設備の最終的な仕様、数量、配置プランについては、契約締結後、主催者と受託者の協議の上で決定す

る。

①メイン会場ステージ周り

- ステージ（4500×7200 H600mm、天場パンチカーペット、ステップ2台を基本ベースとする）
- ステージテント、ステージ音響・照明設備一式（ライブパフォーマンス・式典に対応可能な仕様）
- 運営・PA用テント、およびステージ運営に必要な本部用長机・パイプ椅子

②メイン会場出店ブース・来客用エリア

- 飲食および物販出店者用テント（想定店舗数に応じた張数・サイズ）
- 来場者用休憩テント、および雨天・日よけ用の大型テント
- 各出店ブース用コンパネテーブル、椅子、および来客用テーブル・椅子一式

③メイン会場大津駅前広場仮設案内所

- 案内用テント、スタッフ用テーブル、椅子、案内看板（900×1800mm等）、および誘導用のぼり旗（各会場を繋ぐシャトル船・シャトルバスの乗降場所への案内・誘導サインを含む）

④サテライト会場（プリンス会場・おごと会場）

- 各会場における案内・受付用テント、案内看板、およびのぼり旗（各会場を繋ぐシャトル船・シャトルバスの乗降場所への案内・誘導サインを含む）
- スタッフ用テーブルおよび椅子

⑤会場装飾・サイン等

- イベントの世界観を演出するLEDイルミネーションおよび三角フラッグガーランド等の装飾一式
- 来場者誘導用サイン関連（全体会場図看板、店舗サイン、シャトル船・シャトルバスの時刻表および乗降場案内看板等）
- 総合案内・受付用カウンターテーブル

⑥電気・インフラ工事関連

- 夜間およびテント内照明設備（LED投光器、蛍光灯等）の設置
- 会場全体の総電力容量をカバーする安定した電源（発電機の配備、電気工事一式含む）

⑦環境整備・その他

- 周知・誘導・注意喚起等の各種看板類の制作および設置
- イベントに伴う一般廃棄物および残材の適切な分別回収、処理・処分費一式
- 消防法に基づく適切な消火器具の配備（各ブースおよびステージ周辺等）
- その他、主催者からの借用展示物の設営および搬入出に関わる業務

⑧仮設トイレの設置・管理に関する業務

- 来場者の利便性および衛生環境を確保するため、メイン会場に適切な基数の仮設トイレ（手洗い場、目隠しフェンス、および必要に応じ夜間照明を含む）を調達・設置・撤去すること。
- イベント期間中、トイレトーパー等の消耗品の補充および定期的な清掃・巡回管理を行うこと。

⑨費用負担の区分

- 会場（公道、大津港修景緑地、大津湖岸なぎさ公園おまつり広場、大津駅前広場等）の占用料、施設使用料、および行政等への申請に関わる手数料（証紙代等）は、主催者の負担とする。
- 会場の既存インフラ（電気・水道等）を使用する場合の光熱水費基本料金および使用料金について

ては、主催者の負担とする。

【安全管理・救護体制】

①安全警備に関する業務

- イベント当日および設営・撤去時の安全警備計画の策定、場内警備、誘導、夜間警備員（2名1日間）の手配。
- メイン会場だけでなく、おごと温泉会場における来場者の安全確保・誘導のための専門警備員の手配・発注・配置・調整を行うこと。

②救護体制に関する業務

- 看護師（1名1日間）の手配、救護用具（1式）の用意、および熱中症・感染症対策を含む救護体制の構築。

【当日運営】

①運営事務局の設置と統括管理

- イベント当日の全体進行を統括する「当日運営本部（事務局）」を設置し、タイムスケジュールおよび運営マニュアルに基づく円滑な進行管理を行うこと。

②運営補助スタッフの手配・配置・マネジメント

- イベント当日の各会場（メイン、プリンス、おごと、大津駅前案内所）の規模・用途に応じ、適切な人数の運営補助スタッフを手配すること。なお、スタッフの配置には、シャトル船の港周辺およびシャトルバス乗降場所での乗客案内・誘導・安全管理スタッフを含むものとする。
- 手配したスタッフへの事前レクチャー、当日のシフト管理、および配置（受付、案内、誘導、美化担当等）のマネジメントを統括して行うこと。

③関係機関および出店者との連携

- 当日、主催者、出店者、出演者、および関係各所との緊密な連絡体制を構築し、トラブルや変更事項に迅速に対応すること。

【花火関連】

①打上花火に関する企画・総合コーディネート・専門業者への発注および調整

- イベントのフィナーレ演出として実施する打上花火について、効果的な演出プランの作成、および全体スケジュールとの時間調整を行うこと。なお、花火打上専門業者への発注・契約は受託者が行うものとし、進行管理および安全管理の一切を担うものとする。

②花火打上時の安全管理と保安区域の警備

- 打上場所周辺の安全確保のため、関係法令に準拠した保安区域を設定し、打上時における立ち入り禁止エリアの警備および来場者の安全誘導計画を策定・実施すること。

③花火打上に伴う安全担保

- 本イベントにおけるイベント事故賠償責任保険（花火保険オプションおよびスタッフ補償を含む）、ならびにイベント中止費用保険については、主催者が加入している団体保険へ追加加入（主催者費用負担）するものとする。受託者は、当該保険の手続きに必要な情報提供等の協力を行うものとし、受託者の提示する見積（委託料）にはこれらの保険費用を含めないものとする。

6. 契約条件・リスク管理等

(1)再委託等の制限

①受託者は、本業務の全部または本業務の企画運営を一括して第三者に委託し請け負わせてはならない。

②受託者は、前項①に該当しない限りにおいて、本業務の一部を第三者に委託することができる。

(2)作業計画および工程管理ならびに業務責任者等

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書（業務内容、統括責任者、実施体制等を記載）を提出し、主催者の承認を受けなければならない。記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

(3)成果物及び権利の帰属

①受託者は、イベント完了後、主催者と振返りを行った後、速やかに実施報告書、記録写真およびデータ等を提出すること（提出部数は1部、メディアはCDやDVD等とする）。

②成果物に関する一切の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は主催者に帰属するものとする。

③受託者は、成果物に関し、主催者および主催者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。また、本業務の一部を第三者に再委託した場合、受託者は当該再委託先（デザイナー、ライター等）に対しても、主催者および主催者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使させない義務を負うものとする。

④成果物に受託者の過失に起因する不良箇所が発見された場合、受託者は適切な処置を速やかに行うものとする。

⑤前項④における適切な処置（履行の追完、修正対応等）を求めることができる期間は、イベント終了日および(3)①に定める成果物一式の納品が完了した日から起算して3ヶ月間とする。

⑥本業務の履行または成果物の利用について、第三者から著作権、商標権、肖像権その他の権利侵害の訴え等の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決し、主催者に与えた損害を賠償するものとする。

(4)契約の変更

①本業務は原則として精算対象業務とし、実際の施工数量に基づき減額精算を行うものとする。なお、主催者の明示的な指示（追加発注等）がない限り、当初の契約金額を超える増額精算は行わない。

②感染症の流行状況や天候等により、業務の実施が困難または事業効果が見込めなくなった場合には、主催者と受託者が協議の上、仕様の変更および委託料の減額等を行うものとする。

③中止等となった場合は、中止の決定までに受託者が実際に支出したことが客観的な証拠（領収書等）により証明できる直接経費、および回避不能であったキャンセル料等を対象として別途協議し、契約変更を行う。ただし、本仕様書に記載のない項目の経費を主催者が負担することはなく、変更額の上限は当初の委託金額とする。なお、ここでいう「直接経費」には、受託者自身の社内人件費および一般管理費は含まれず、第三者（外注先等）への支払いが確定している実費に限るものとする。

(5)災害時等の対応・損害の賠償

①イベント期間内に津市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合、交通機関の計画運休が発表された場合、地震その他災害・感染症が発生した場合等に備え、あらかじめ延期・中止等の判断基準を検討し、主催者と協議のうえ承認を得ること。

②主催者は、感染症や天候・災害等の影響による当該イベントの延期・中止等については、受託者に

対し、損害賠償責任を負わない。

- ③本業務の違反または受託者の故意・過失により主催者または第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責任を負うものとする。

(6)反社会的勢力の排除

- ①主催者および受託者は、自ら（主要な出資者、役員、および実質的に経営に関与する者を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
- ②受託者は、本業務の履行において第三者（出店者、出演者、再委託先等を含む）を使用する場合、当該第三者が反社会的勢力に該当しないことを確認しなければならない。
- ③主催者は、受託者またはその関係者が反社会的勢力に該当することが判明した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。この場合、主催者は受託者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとし、受託者は主催者に生じた損害を賠償しなければならない。

7. その他

本業務を遂行するにあたって、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、主催者と受託者で誠意をもって協議の上、決定するものとする。

【様式1】

2026年 月 日

大津商工会議所
会頭 高橋 祥二郎 様

所在地
名 称
代表者 職・氏名

㊞

参 加 申 込 書

公募型プロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

記

1 業 務 名 びわ湖オクトーバーフェスト企画運営等業務委託

2 添付書類

①類似事業の実績調書

②誓約書

【連絡先】

所属 部 署

役職・氏名

所 在 地

電 話 番 号

F A X 番 号

E-m a i l

【様式2】

類似事業の実績調書

法人等名 _____

2026年 月 日現在

No.	契約相手方	契約期間	業務内容	契約金額 (千円)
1		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
2		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
3		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
4		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
5		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
6		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
7		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
8		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
9		H/R 年 月 ~H/R 年 月		
10		H/R 年 月 ~H/R 年 月		

(注1) 同等、又は類似業務の実績を記載してください。

【様式3】

2026年 月 日

大津商工会議所

会頭 高橋 祥二郎 様

所在地

名称

代表者 職・氏名

印

誓 約 書

びわ湖オクトーバーフェスト企画運営等業務委託の公募型プロポーザル（書類選考型）
にかかる企画提案の参加申込にあたり、下記の事項について誓約をいたします。

なお、参加申込後において、当該誓約事項に反することが判明したとき又は該当する事態になったときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、貴実行委員会が行う措置について何ら異議のないことを誓約します。

記

1 誓約事項

- ・実施要領の参加資格をすべて満たしていること。
- ・提出書類の内容について事実と相違ないこと。
- ・当該書類が情報公開の対象となった場合、公開について異議を唱えないこと。
- ・大津市暴力団排除条例の趣旨にのっとり、滋賀県警察本部に必要な照会をすることについて承諾すること。